第五十条の二の表中「第二十六条　第二十七条」を「第二十五条の二十二　第二十六条　第二十七条」に改める。

第五十条の三の表中第三十六条の二第二項第三十六条の三の項を削る。

第五十一条の二の次に次の四条を加える。

第五十一条の三　法第六十三条の三の二第一項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等は、都道府県知事が指定する知的障害児施設、盲ろうあ児施設（二十歳以上の加齢児が入所する場合を除く。）、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設並びに指定医療機関とする。

第五十一条の四　都道府県は、法第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定に基づき、障害児施設給付費等（法第五十条第六号の四の障害児施設給付費等をいう。）を支給するときは、毎月、支給するものとする。

第五十一条の五　令附則第五十条の六に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

一　次のいずれかに該当していること。

イ　当該加齢児が所有する現金、預貯金等（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十一条第二号に規定する預貯金等をいう。）及び郵便貯金（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条の二第一項に規定する郵便貯金をいう。）（以下この号において「現金等」と総称する。）の合計額として都道府県が認めた額が、三百五十万円以下であること。

ロ　当該加齢児が所有する現金等の合計額が三百五十万円を超える場合に、当該現金等の合計額から相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約に基づいて信託された相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第四条の十各号に規定する財産その他これに準ずるものとして都道府県が認めたものを控除して得た額として都道府県が認めた額が、三百五十万円以下であること。

二　当該加齢児が、その扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）がその居住の用に供する家屋や土地以外に資産を所有していないことにつき、都道府県が認定したこと。

第五十一条の六　令附則第五十条の六の規定により読み替えて適用する令第二十七条の二第一項第二号及び第二十七条の五第二号並びに令第二十七条の二第一項第三号及び第二十七条の五第三号に規定する加齢児の所得の状況を勘案して定める額は、次の各号に掲げる加齢児の区分に応じ、当該各号に定める額（令第二十七条の二第一項第二号及び第二十七条の五第二号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四千六百円とし、令第二十七条の二第一項第三号及び第二十七条の五第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。）とする。

一　指定施設支援のあつた月の属する年の前年（指定施設支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては前々年。以下この号において同じ。）に得た収入の額（国又は地方公共団体から特定の使途に充てることを目的として支給され、当該使途に費消される金銭その他指定施設支援に要する費用に充てることができない収入として都道府県が認めた収入を除く。）を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）から当該指定施設支援のあつた月の属する年の前年の租税及び社会保険料（所得税法第七十四条第一項の規定による社会保険料をいう。）の費用を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額として都道府県が認定した額（以下「認定月収額」という。）が六万六千六百六十七円以下である加齢児　零

二　認定月収額が六万六千六百六十七円を超える加齢児　イ及びロに掲げる加齢児の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる額

イ　就労等収入額（賃金その他の就労による収入（以下「就労収入」という。）、第二十五条の四各号に掲げる給付及びこれらに準ずる給付として都道府県が認めたものの合計額をいう。以下同じ。）が六万六千六百六十七円を超える加齢児　(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる額

(1)　就労収入の額が三千円以下の場合　就労等収入額から六万九千六百六十七円（厚生労働大臣が定める者については、六万六千六百六十七円とする。）を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に二分の一を乗じて得た額と認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額

(2)　就労収入の額が三千円を超え四万三百三十三円以下の場合　就労等収入額から就労収入の額と六万六千六百六十七円の合計額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に二分の一を乗じて得た額と、認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額

(3)　就労収入の額が四万三百三十三円を超える場合　認定月収額から十万七千円を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に二分の一を乗じて得た額と認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額

ロ　就労等収入額が六万六千六百六十七円以下である加齢児　認定月収額から六万六千六百六十七円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

三　認定月収額が令第二十七条の十一第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額（同号に規定する食事療養標準負担額及び令第五十条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第二十四条の二十第二項第二号に規定する生活療養標準負担額の合計額に限る。以下同じ。）と令第二十七条の十一第二項第三号の合計額を下回る加齢児であつて、障害児施設医療費の支給を受けているもの　認定月収額から同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額

四　認定月収額が令第二十七条の十一第二項第一号に掲げる額と同項第二号と同項第三号の合計額を超える加齢児であつて、障害児施設医療費の支給を受けているもの　同項第一号に掲げる額

第五十一条の七　令第五十条の八の規定により読み替えて適用する令第二十七条の十一第一項第二号及び第三号に規定する加齢児の所得の状況を勘案して定める額は、次の各号に掲げる加齢児の区分に応じ、当該各号に定める額（令第二十七条の十一第一項第二号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四千六百円とし、同項第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。）とする。

一　認定月収額が令第二十七条の十一第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額と令第四十二条の四第二項第三号に掲げる額の合計額を下回る加齢児　零

二　認定月収額が令第二十七条の十一第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を超える加齢児　認定月収額から同項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額の合計額を控除して得た額